

秩父広域市町村圏組合 入札参加停止措置業者一覧表（工事等）

業者名	本店所在地	入札参加 停止期間	入札参加停止の理由
株式会社トーニチコンサルタント	〒151-0071 東京都渋谷区本町1-13-3	R8.1.16 ~ R8.5.15 4か月	株式会社トーニチコンサルタントは、特定跨線橋点検等業務の入札等で、公正取引委員会から独占禁止法第3条違反（不当な取引制限の禁止）を認定され、排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。今回の独占禁止法に違反する行為については、秩父広域市町村圏組合の契約に係る入札参加停止等の措置要綱別表第2第3号の（独占禁止法違反行為）に該当するため。
大日コンサルタント株式会社	〒500-8384 岐阜県岐阜市藪田南3-1-21	R8.1.16 ~ R8.5.15 4か月	大日コンサルタント株式会社は、特定跨線橋点検等業務の入札等で、公正取引委員会から独占禁止法第3条違反（不当な取引制限の禁止）を認定され、排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。今回の独占禁止法に違反する行為については、秩父広域市町村圏組合の契約に係る入札参加停止等の措置要綱別表第2第3号の（独占禁止法違反行為）に該当するため。
株式会社大林組	〒108-8502 東京都港区港南2-15-2	R8.4.28 ~ R8.5.27 1か月	株式会社大林組が代表構成員を務める共同企業体が施工中の「中央新幹線第四南巨摩トンネル新設（東工区）ほか」において、令和6年10月4日に発生した労働災害に関し、所轄の労働基準監督署に事実と異なる説明を行っていたとして、令和8年3月24日付けで同社及び同社社員2名が鯉沢簡易裁判所から労働安全衛生法違反によりそれぞれ罰金刑の略式命令を受けた。同社及び同社社員が労働安全衛生法違反により罰金刑の略式命令を受けたことが、秩父広域市町村圏組合の契約に係る入札参加停止等の措置要綱別表第2第7号（不正又は不誠実行為）に該当するため。